

1. 件名：高浜発電所 1、2号炉の設置変更許可申請（使用済燃料ピットの未臨界性評価）に関する面談

2. 日時：令和4年5月13日 13時10分～13時15分

3. 場所：原子力規制庁 8階北会議室

4. 出席者：

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

鈴木主任安全審査官、伊藤安全審査官

関西電力株式会社：

東京支社 技術グループ 担当1名

5. 要旨

（1）関西電力より、高浜発電所 1、2号炉の設置変更許可申請（使用済燃料ピットの未臨界性評価）について、補足説明資料の提出があった。

（2）原子力規制庁は、今後、資料の確認を行い、引き続き審査を行う旨を伝えた。

6. その他

提出資料：

- ・ 資料 1 高浜発電所 1号炉及び2号炉 設置許可基準規則等への適合性について（使用済燃料ピットの未臨界性評価の変更）＜補足説明資料＞
- ・ 資料 2 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第5条第2項第4号発電用原子炉の運転に要する核燃料物質の取得計画について
- ・ 資料 3 高浜発電所 発電用原子炉の設置変更（1号及び2号発電用原子炉施設の変更）に係る原子炉等規制法第43条の3の6第1項第1号（平和目的）基準への適合について
- ・ 資料 4 高浜発電所 1号炉及び2号炉 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第5条第2項第5号発電用原子炉施設の設置及び運転に関する技術的能力について
- ・ 資料 5 高浜発電所 1号炉及び2号炉 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第5条第2項第11号発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備について

以上